

都労委に救済申し立て

JAL整理解雇 労組 団交拒否巡り

2010年に日本航空(本社・品川区)の経営破綻で整理解雇された元機長らで作る労働組合「JAL被解雇者労働組合」(JHU)、山口宏弥委員長)が12日、都労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。同社の解雇を巡っては、解雇撤回を求める争議が10年以上続いており、国際労働機関(ILO)も解決へ向けた話し合いを求める勧告を出している。

【東海林智】

団体交渉拒否を理由に都労委に救済を申し立てた経緯を説明する山口宏弥委員長(左) 一千代田区の厚生労働省で

JALは解雇争議を解決せよ!

2021年5月12日 JAL被解雇者労働組合(JHU)



申立書や労組によると、山口さんらは裁判などで解雇の是非を争う中、12年に定年の年齢を迎え、所属していた労組の組合員資格を失った。そのため、会社側と団体交渉で意見を述べることができなくなり、21年4月にJHUを結成した。組合は会社側に結成を通告し、団体交渉の開催を再三求めたが、会社側

は応じておらず、労働組合法の定める団交拒否の不当労働行為にあたるとして救済を求めた。

解雇を巡っては、司法の場で解雇を有効とする判決と解雇の過程で不当労働行為があったとする判決が出ており、争いが続いている。

山口さんは「争議について問われた田村憲久厚生労働相は国会答弁で『(行政委員会の)労働委員会の中で対応できる』と答えた。都労委を活用して、早期の解決を目指したい」と話した。